

士別市地域包括支援センター

自然災害発生時における業務継続計画

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

法人名	士別市地域包括支援センター	種別	居宅介護支援・介護予防支援事業所
代表者	士別市長	管理者	所長
所在地	士別市 東 6 条 4 丁目	電話番号	26-7754

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	3
(4) 優先業務の選定	4
① 優先する事業	4
② 優先する業務	4
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	5
① 研修・訓練の実施	5
② BCPの検証・見直し	5
2. 平常時の対応	6
(1) 建物・設備の安全対策	6
① 人が常駐する場所の耐震措置	6
② 設備の耐震措置	6
③ 水害対策	6
(2) 電気が止まった場合の対策	6
(3) ガスが止まった場合の対策	6
(4) 水道が止まった場合の対策	6
① 飲料水	6
② 生活用水	7
(5) 通信が麻痺した場合の対策	7
(6) システムが停止した場合の対策	7
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	7
① トイレ対策	7
② 汚物対策	7
(8) 必要品の備蓄	7
(9) 資金手当て	8
3. 緊急時の対応	9
(1) BCP発動基準	9
(2) 行動基準	9
対応体制	10
(4) 対応拠点	11
(5) 安否確認	11
① 利用者の安否確認	11

② 職員の安否確認.....	11
(6) 職員の参集基準.....	12
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	12
(8) 重要業務の継続.....	12
(9) 職員の管理.....	13
① 休憩・宿泊場所.....	13
② 勤務シフト.....	13
(10) 復旧対応.....	14
① 破損個所の確認.....	14
② 業者連絡先一覧の整備.....	14
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）.....	14
4. 他施設との連携.....	14
(1) 連携体制の構築.....	14
① 連携先との協議.....	14
② 連携協定書の締結.....	14
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	15
(2) 連携対応.....	15
① 事前準備.....	15
入所者・利用者情報の整理.....	16
③ 共同訓練.....	16
5. 地域との連携.....	17
(1) 被災時の職員の派遣.....	17
(2) 福祉避難所の運営.....	17
① 福祉避難所の指定.....	17
② 福祉避難所開設の事前準備.....	18
6. 居宅介護支援サービス固有事項.....	18

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び士別市防災会議条例（平成 17 年条例第 227 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、士別市防災会議が作成する計画を基本とし、いかなる災害時においても、士別市の住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

*法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

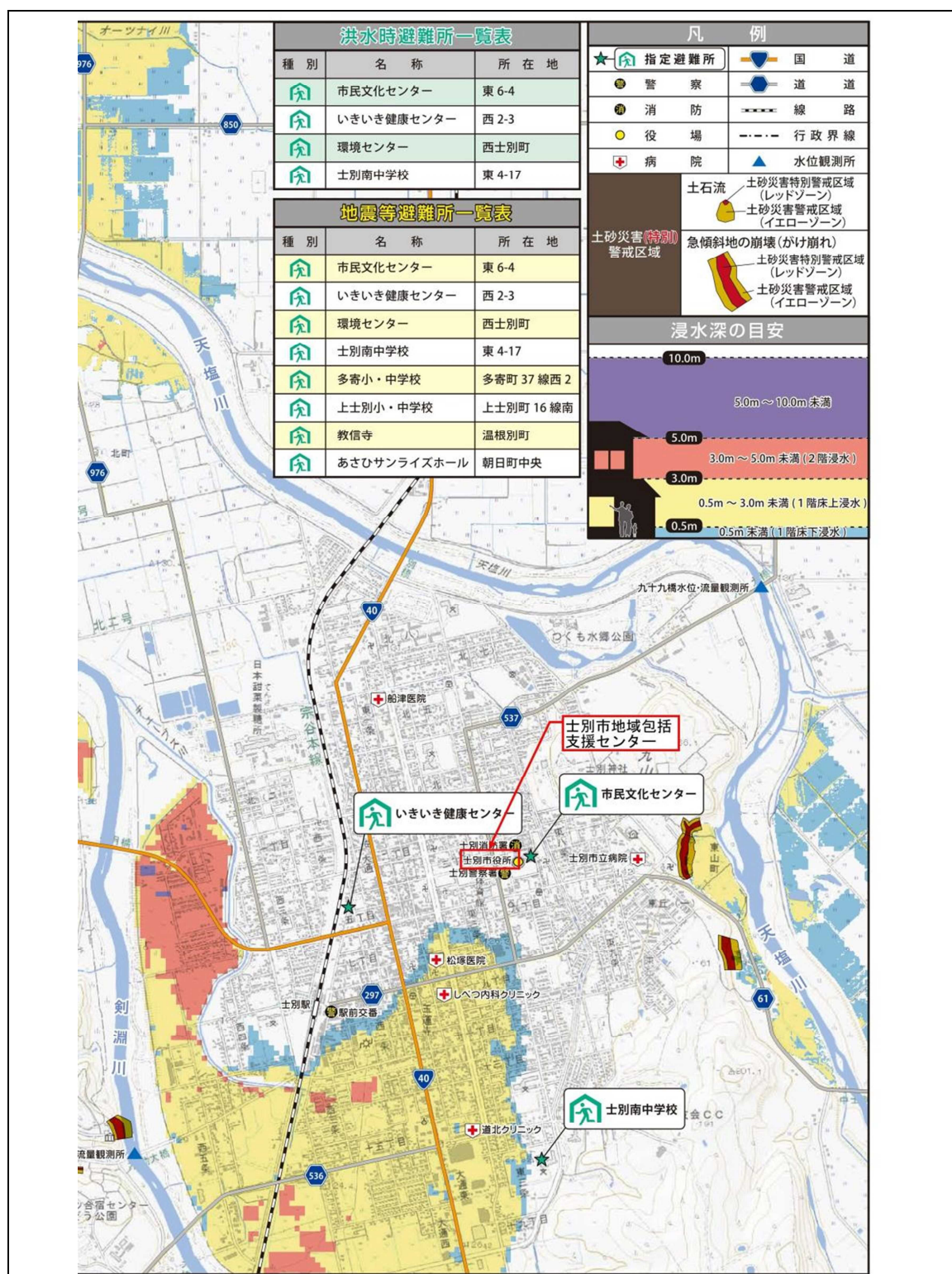
(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	部署・役職	補足
サービス利用者の災害時の避難支援の確認	介護支援専門員 保健師・社会福祉士ほか会計年度任用職員含む	通常のパモニタリング時及び高齢者実態調査時に確認
災害時避難行動要支援者名簿の整理	地域包括支援センター担当者	個別避難計画作成は委託

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認



② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

交通被害（いずれも洪水時）

道路：国道４０号、２３９号・道道６１号、１０１号、２０５号、２５１号、２９３号、
５３６号、５３７号、６３９号、８５０号、９２５号、９７６号、９８４号
以上の道路において、０.５～２０ｍの冠水

橋梁：天塩川・剣淵川・犬牛別川・オンネベツ川に架かる橋梁の流失など

鉄道：JR 北海道 宗谷本線の運休（士別駅・下士別駅・多寄駅・瑞穂駅）

ライフライン

上水：

下水：

電気：

通信：

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

	当日	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目	９日目
電力	自家発電機(72h稼働可能)			復旧	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

＜優先する事業＞

- (1) 指定介護予防支援業務、権利擁護業務、総合相談支援業務
- (2) 『土別市地域防災計画』中の、災害対策本部「健康福祉対策部・救護班」に係る業務
- (3) 介護予防事業・介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援。

＜当座停止する事業＞

- (1) その他全ての業務

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

分類名称	定義	業務例	出勤率			
			30%	50%	70%	90%
業務の基本方針			サービス利用者の生活を守るために必要最低限のサービスを提供	サービス利用者及び高齢者等の生活の支援	一部休止するが （ほぼ通常通り）	ほぼ通常通り
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	指定介護予防支援業務 権利擁護業務 総合相談支援業務	職員の安否確認 介護予防支援に関すること	左記に加えて 職員の健康管理 権利擁護支援に関すること	職員の健康管理 介護予防支援業務 権利擁護業務 総合相談業務	通常対応
B:追加業務	・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	要介護者の安否確認に関すること。 要介護者の生活救助に関すること。 福祉施設の調査及び感染防止対策等に関すること。 交通・移動手段の調整に関すること。	対策本部の指示による	対策本部の指示による	対策本部の指示による	対策本部の指示による
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	介護予防ケアマネジメント業務 生活支援体制整備業務 在宅医療・介護連携推進業務	事業対象者のサービスに関すること	左記に加えて 福祉（パトロール）の活用による見守り	事業対象者のサービスに関すること 福祉（パトロール）の活用による見守り 医療介護連携に係ること	通常対応
D:休止業務	・上記以外の業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 認知症総合支援業務	介護サービス事業所情報の管理に関すること S O S ネットワークに関すること	左記に加えて 介護支援専門員への支援に関すること 認知症初期集中支援チームに関すること	左記に加えて 診療所に関する業務	通常対応

優先業務	必要な職員数（※兼務を含む）			
	朝	昼	夕	夜間
総合相談支援	※2人	※2人	※2人	0人
権利擁護支援	※3人	※3人	※3人	0人
指定介護予防支援	※11人	※11人	※11人	0人
地域包括支援センターの運営	3人	3人	3人	人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

- ・『士別市地域防災計画』中の、「防災訓練計画」に基づき実施する。
- ・自然災害、感染症発生時における、業務継続の研修を実施する。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

評価プロセス（●●委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

- ・地域包括支援センター所長と士別市防災担当で逐次協議・検討し、適宜見直しや更新を実施する。

* 継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
士別市役所庁舎	新耐震基準建築物に対応。	
〃 デスク上	パソコン以外の物品を置かない。	
ファイリングキャビネット	キャビネット上に物品等を置かない。	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
設備の設置なし。		

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
無し。		

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
地域包括支援センターシステム	市役所庁舎の非常用電源による稼働とデータバックアップ

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
無し。	

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

① 飲料水

・『士別市地域防災計画』中の「給水計画」で対応。

② 生活用水

・『士別市地域防災計画』中の「給水計画」で対応。

＊貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

・『士別市地域防災計画』中の「災害通信計画」で対応。

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する(手書きによる事務処理方法など)。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

・「士別市ICT部門の業務継続計画」に基づき対応。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

・該当なし。

【職員】

・市役所庁舎で対応。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

・該当なし。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

・『士別市災害時備蓄計画』及び『士別市地域防災計画』中の「食料供給計画」で対応。

【医薬品・衛生用品・日用品】

・『士別市災害時備蓄計画』及び『士別市地域防災計画』中の「医療救護計画」及び「衣料、生活必需物資供給計画」で対応。

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
訪問用バッグ	10	キャビネット	各自
タブレット端末	7	〃	所長

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

・該当なし。

*地震保険の保険契約については地域によって制限がある

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

- ・士別市災害対策本部が設置され、「健康福祉対策部・救護班」が発動された時。
- ・士別市災害対策本部が設置され、市内において避難・被災した利用者が認められた時。

【水害による発動基準】

- ・士別市災害対策本部が設置され、「健康福祉対策部・救護班」が発動された時。
- ・士別市災害対策本部が設置され、水害の発生が予見される地域の利用者が認められた時。
- ・士別市災害対策本部が設置され、市内において避難・被災した利用者が認められた時。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
士別市地域包括支援センター 副所長	士別市健康福祉部 高齢者福祉課副長	士別市健康福祉部 高齢者福祉課長

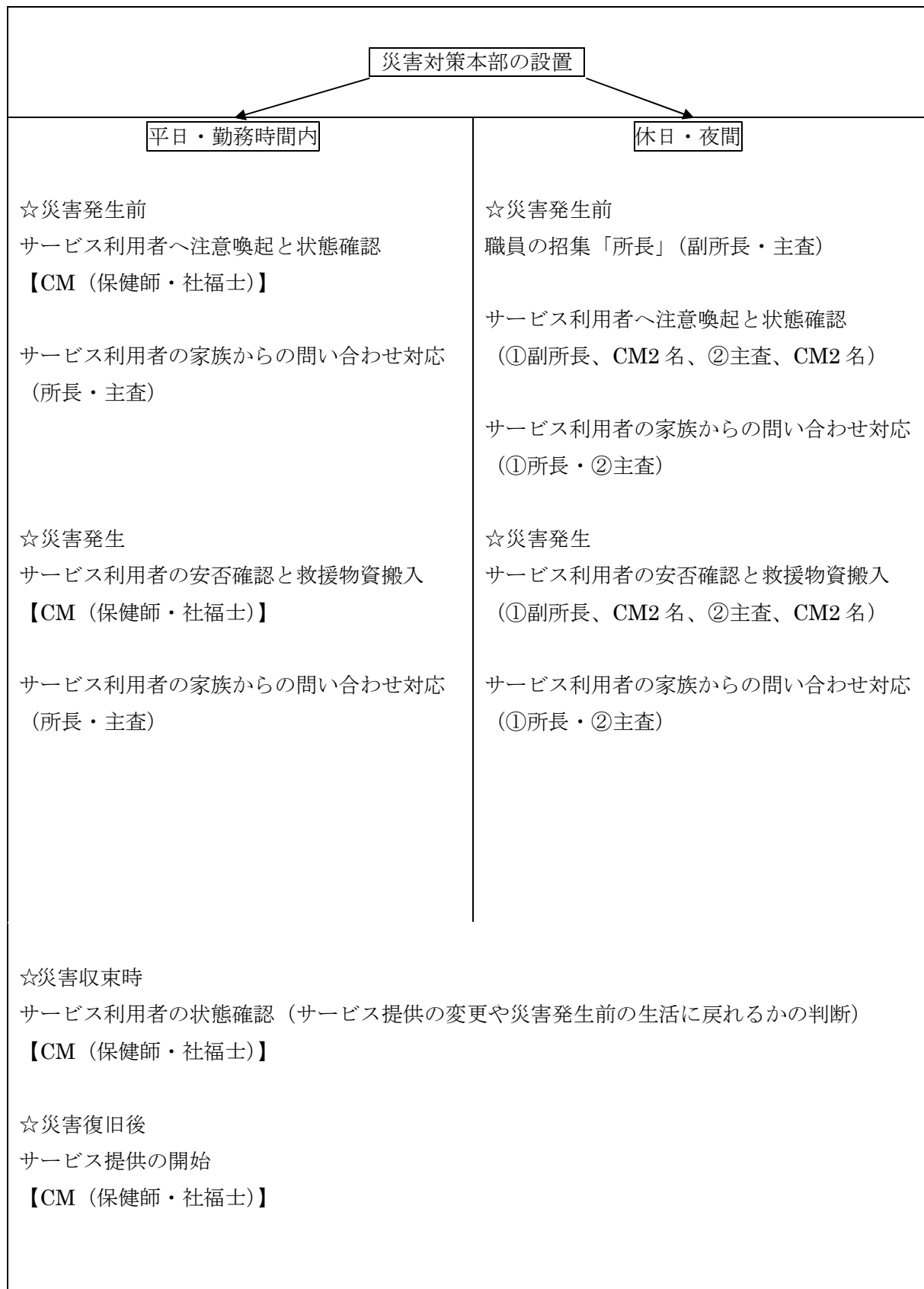
(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

- ・「災害時職員初動マニュアル」に基づき行動する。

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。



(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
士別市役所庁舎	士別市民文化センター	いきいき健康センター

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】

- ・大雨・洪水警報発出時

WINCARE（地域包括支援センターシステム）で、利用者情報を確認後、電話にて安否確認。

電話での利用者の安否確認が取れない場合は、利用者宅へ職員2名以上で訪問する。

【医療機関への搬送方法】

- ・利用者の安否確認の際、受傷及び持病等による救急搬送が必要な際は、救急車の出動要請をする。待機時間が相当と見込まれる場合は、利用者宅へ職員2名以上で訪問し、救急隊の指示の下、応急処置を施し救急搬送まで待機する。

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】

- ・別紙「健康福祉部緊急時連絡体制」による。

【自宅等】

- ・別紙「健康福祉部緊急時連絡体制」による。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

・士別市災害対策本部が設置され、職員の招集が発出された場合には、会計年度任用職員及び「家庭の事情等で夜間・休日に対応できない職員」また、被災した職員もしくは家族内に要支援者におり、避難しなければならない職員以外の職員の中から、地域包括ケア推進課長が判断・招集し、参集する。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	士別市役所庁舎内	災害対策本部の指示による
避難方法	災害対策本部の指示による	災害対策本部の指示による

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	士別市地域防災計画 中指定緊急避難場所	最寄りの市の施設
避難方法	各自	各自

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

士別市災害対策本部設置
↓
所長の判断で必要数の職員配置
↓
職員に担当利用者へ安否確認ー所長・主査による家族からの問い合わせ対応

災害発生時
職員に担当利用者へ自宅避難者への救援物資搬入と体調確認（救急搬送など）
所長・主査による家族からの問い合わせ対応、利用者に係る市内事業所との連絡調整

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
市役所庁舎内	災害対策本部の指示による
災害対策本部の指示による	災害対策本部の指示による

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

・ 9名・3交代で対応する。(居宅介護支援業務に係る)

1. 所長・担当①・担当②

2. 副所長・主査①・担当③

3. 主幹・主査②

・ それ以外の課業務 (2交代)

1. 所長

2. 副所長

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

・『士別市地域防災計画』中の「総務対策部」で対応。

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
(株)HDC		WINCARE の復旧

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

・『士別市地域防災計画』中の「総務対策部・企画班」で対応。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

・市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所と利用者の安否確認等について、情報共有。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
ボヌール士別	29-2229	居宅介護支援事業所
朝日美土里ハイツ	28-4701	〃
ケアプランまごころ	23-2967	〃

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
士別市立病院	23-2166	医療提供

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
士別市社会福祉協議会	22-3012	居宅介護支援事業所

（２） 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

- ・士別市において各協力事業所と対応済み。

② 入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

- ・士別市医療介護情報連携ネットワークシステムでの、利用者情報（フェイスシートなど）の情報連携。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ・『士別市地域防災計画』中の「総務対策部・総務班」による実施。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

・『士別市地域防災計画』中の「総務対策部・企画班」による判断。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

・『士別市地域防災計画』中の、「避難方法・避難所の開設」で示されている、「福祉避難所の指定及び開設」にて対応。

☆福祉避難所

ボヌール士別 23-3911

朝日美土里ハイツ 28-2201

士別 inn 翠月 29-2233

士別グランドホテル 23-1234

士別美し乃湯温泉 29-2611

つくも園 22-3727

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

・『避難所運営マニュアル』及び『士別市地域防災計画』中の、「避難方法・避難所の開設」で示されている、「福祉避難所の指定及び開設」にて対応。

6. 居宅介護支援サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス利用者の災害時の避難支援の確認。(通常のモニタリング時)
- ・災害時避難行動要支援者名簿の情報共有。

【災害が予想される場合の対応】

- ・サービス利用者へ注意喚起と体調の確認の電話連絡。
- ・サービス利用者の家族からの問い合わせの対応。

【災害発生時の対応】

- ・サービス利用者への安否確認と体調確認。
自宅での避難の際は飲料水等の救援物資の搬入。
- ・サービス利用者の家族からの問い合わせの対応。
- ・避難先においてサービス提供が必要な場合は、居宅サービス事業所及び関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。
なお、災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。